# 昭和支部報

HPアドレス　http://www.showa-z.com/

平成28年11月1日
第248号
発行責任者　支部長　後藤基文
編集責任者　副支部長　武山卓史
発行所　名古屋税理士会昭和支部
印刷所　共生印刷株式会社

秋のひるがの高原にて

## 四方山話

### 異常気象？

コラムの依頼が何故か、よく台風のシーズンに来るため、前回は偏西風によって、夏から秋にかけて台風は日本に上陸する事が多い事を書いてみました。

今回は、今年の台風1号が異常に遅く発生したことが気になったため、ちょっと調べてみました。

台風は例年、1月から、遅くとも3月には1号が発生しますが、今年の台風1号は何と、7月3日に発生しており、半年近くも発生が遅れました。平成27年12月に27号が消滅してから、実に198日間です。過去を見ても、平成10年の7月9日に次ぐ観測史上2番目の発生の遅さとなりました。

その原因を探ると、過去の統計上、エルニーニョ現象（太平洋赤道域の日付変更線付近から南米沿岸にかけて海面水温が平年より高くなり、その状態が1年ほど続く現象）が終息する年は台風が発生しにくくなっているようです。

エルニーニョ現象が収まる　⇒　インド洋の海面水温が上昇する　⇒　対流の関係で台風の主な発生海域であるフィリピン東方沖で気圧が高くなり、下降気流が発生する　⇒　積乱雲が発生しにくくなり、必然的に台風が発生しなくなる。というものらしいです。

実際、インド洋の海面水温が、今年はかなり高まっていたようで、台風が発生しにくい状況は、異常気象によって形成されていた事がよく分かりました。

自然現象には、必ず裏付ける理由がある事に、毎度驚かされます。　（杉野　嘉則）

# 9月支部研修
（平成28年9月9日開催）

## 「組織再編税制と租税回避（ヤフー事件の判決を中心に）」

**講師：明治大學経営学部教授**
**水野 忠恒　氏**

ヤフーが合併によって被合併法人であるソフトバンクの100%子会社であるIDCSから引き継いだ繰越欠損金を損金算入したことが、国税当局に租税回避行為と認定され課税が行われた事件及び、IDCSが分割によって設立したIDCFが資産調整勘定（暖簾）を計上してその一部を損金算入したことが、やはり国税当局に租税回避行為との認定を受け課税が行われた事件の両事件について、最高裁はいずれも国側を全面勝訴とする判決を下している。

これらの判決は、平成13年度税制改正において創設された組織再編成税制の中の包括的な租税回避防止規定である法人税法132条の2（組織再編成に係る行為又は計算の否認）の適用可否に関する初めての司法判断であり、今後の組織再編成の実務に非常に大きな影響を与えるものである。

この両事件の判決のポイントを中心に、租税回避という問題を取り上げていただきました。

### 第1　事案の概要

**⑴ IDCS事件**

平成21年2月2日に、当時ソフトバンクの100%子会社であったIDCSが営業部門を分割してIDCSの100%子会社IDCFを設立。IDCSはこの分割直後に100%子会社IDCFの全株式をヤフーに売却した。この株式売却により、上記分割は税制非適格分割となる（税制適格分割の要件のうち、完全支配継続見込み要件に抵触）。その結果、IDCFに資産調整勘定が生じたとして、平成21年3月期から平成24年3月期までの各事業年度に係る各法人税の確定申告にあたり、上記の資産調整勘定の金額からそれぞれ所定の金額を減額し損金の額に算入したところ、東京国税局は法人税法132条の2を適用し、上記資産調整勘定の金額は生じなかったものとして所得金額を計算したことにつき、IDCFは国税局を相手に取消しを求める訴えを行った事件

**⑵ ヤフー事件**

平成21年2月24日に、ヤフーがIDCSを買収し子会社とし、同年3月30日に同社を吸収合併した。ヤフーはみなし共同事業要件の経営参画要件をクリアすべく、IDCSを吸収合併する3ヶ月前に、ヤフーの代表取締役がIDCSの非常勤で無報酬の代表取締役副社長に就任した。ヤフーは平成21年3月期の事業年度に係る法人税の確定申告にあたり、IDCSの未処理欠損金額をヤフーの繰越欠損金とみなして損金算入したところ、東京国税局は法人税法132条の2を適用し、上記未処理欠損金額をヤフーの欠損金額とみなすことを認めず更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行ったため、ヤフーは国税局を相手に取消しを求める訴えを行った事件

### 第2　最高裁の判決

**⑴ 法人税法132条の2の趣旨及び目的**

組織再編成は、租税回避の手段として「濫用されるおそれ」があることから、組織再編成に係る租税回避を包括的に防止する規定として設けられたものである。

**⑵ 濫用の有無の判断基準**

・当該法人の行為又は計算が、通常考えられない行為か否か
・税負担の減少以外の事業目的の有無

⑶ IDCS事件への適用

・わざわざ会社を分割してIDCFを設立した意義はどこにあるのか？

・IDCF株式をヤフーに売却後すぐに吸収合併した理由は？

➡

① 一連の組織再編成を全体としてみれば、IDCSによる移転資産等の支配は、分割後も継続しているといえ、適格分割としての実質を有すると評価し得る。

② IDCSによるIDCF株式譲渡が行われなくても、ソフトバンクによるIDCS株式譲渡及びヤフーとIDCSの合併により、ヤフーによるIDCSの吸収合併とIDCFの完全子会社化は実現された。

➡ 資産調整勘定金額を生じさせることを目的とした異常ないし変則的なもの

⑷ ヤフー事件への適用

・副社長就任の事業上の目的や必要性は？

➡

① 副社長就任は事業上の目的や必要性が具体的に協議された形跡がない

② 就任していた期間もわずか3ヶ月程度であり、また、実際に行っていた業務内容は、概ねこの後行われる合併に向けた準備やその後の事業計画に関するものにとどまっている。

③ 代表権のない非常勤の取締役であった上、具体的な権限を伴う専任の担当業務を有していたわけでもなく、またIDCSから役員報酬も受領していなかった。

➡ 副社長就任は、税負担減少以外にその合理的な理由といえるような事業目的等があったとはいい難い。

以前より「経済的合理性」という観点での認識はしていたが、今回は、さらに「法の濫用」という言葉で、改めて租税回避という問題を取り上げていただきました。租税回避という問題は、我々が実務で直面する場面がどうしてもでてくる問題であり、これを考えていく上でのきっかけになるような貴重なお話をしていただきました。　（研修部　加藤　章紀）

# 10月支部研修

**（平成28年10月14日開催）**

## 「創業支援について」

**講講師：中小企業基盤整備機構 中部本部**
**地域支援ネットコーディネーター**
**中小企業診断士　伊藤 慎悟 氏**

### Ⅰ．創業支援とは

**創業後の生存率**

創業1年後で約30%が消滅し、10年後の生存率は約25%

原因として、開業時において創業者は、経営上の困難を乗り越えることができる知識やノウハウが乏しく、わずかな見込み違いが存廃に大きな影響を与えていることが考えられる。

| | 全体 | 個人事業者 |
|---|---|---|
| 1年後 | 70% | 60% |
| 5年後 | 40% | 25% |
| 10年後 | 25% | 10% |

**創業サポートブック**

創業希望者を支援するためのコンテンツを中小企業基盤整備機構のWebページ上からダウンロードして使うことができる。

**創業支援とは**

創業支援とは、創業に関わる諸課題の解決を進め、事業の成功を導くための一連の支援業務と定義される。

創業支援の業務範囲は、「創業を決意するまでの創業相談対応～ビジネスモデルの精緻化を通じた創業計画の作成支援～資金調達・出店準備等の創業準備支援～創業後の経営安定化支援まで」を対象とする。

**創業支援の流れ**

創業支援は、創業前と創業後に大きく分けることが

できる。創業前の支援としては、相談対応から始まり、その後創業準備のための支援を行っていく。創業後の支援としては、経営安定化を図るための支援を行っていくこととなる。

**創業支援の心構え**

①創業支援は、手間のかかる業務ゆえ、根気・熱意と労力が求められる

②支援者は、支援の基本行動を実践し、目利き力を最大限に活用する

③支援者は、経営パートナーの意識で事業者に伴走する

**創業支援の3つの重要業務**

①公的支援制度の活用と資金調達支援

中小企業庁が行っている「ミラサポ（未来をサポートするサイト）」の施策マップを利用することで、国・都道府県・市区町村の支援制度・助成金等を検索・一覧することができる。

②ビジネスモデルの構築支援

成功するビジネスモデル構築の4段階は、ビジネスモデルの企画 → ビジネスモデルの精緻化 → ビジネスモデルの構築 → ビジネスモデルのレビューである。

中小企業基盤整備機構のWebページ上に「ビジネスモデル診断シート」があり、これを活用することもできる。

③経営者としての自覚と成長支援

**創業者が創業に至る典型的なプロセス**

創業希望者が起業を思い立ち実際に開業に至るまでは、準備状況に基づき4つのフェーズに分けることができる。フェーズ毎に創業希望者のマインドや課題が異なるので、初期段階でどのフェーズに該当するかを把握することが大切である。

第1フェーズ：漠然と創業したいと考えている状態（創業前2年超）

第2フェーズ：ある程度やりたいことが見つかった状態（1年～数年前）

第3フェーズ：創業内容が具体化してきた状態（半年～1年前）

第4フェーズ：創業に向けて行動できる状態（2ヶ月～4ヶ月前）

**創業相談の特殊性**

当初より支援者と噛み合った話をできる創業相談者はごく少数であるため、他の経営相談や融資の相談と異なり、相互に信頼しきちんと話ができる関係になるまで配慮と時間が必要である。

**創業希望者の典型的なタイプ**

創業希望者には、性格や思考、行動などで創業に対する様々な姿勢の違いがあるため、支援者はその特徴に適した対応が必要である。

**創業支援に必要なこと**

創業者は開業をすることが目標ではなく、事業を成長させながら、長く継続していくことが目標である。

## Ⅱ．事業の全体像を描く

**戦略マップとは**

分かりやすく経営戦略を描くための道具

→ そのための道具が「戦略マップ」

戦略マップの特徴：小さな目標の繋がりを考えて、大きな目的や目標を実現する

**戦略マップの仕組み**

経営上の小さな目標を「会計」「お客様」「業務」「学習」という4つの視点に振り分けて、その繋がりを考えて大きな目標に繋がるよう「図」にしたものである。

大きな目標：3年～5年後に実現していたい姿

会計：売上高 － 経費（仕入原価・販管費） ＝ 利益

お客様：お客様からどう言われたいか（メリット、喜び、感謝）

業務：上記のためにどんな業務をするのか

学習：上記のためにどんな取り組みをするのか

**戦略マップの基本構造**

目標設定の流れは、大きな目標である経営理念や経営ビジョンなどから設定されるが、目標実現の流れは上記の流れとは逆になり、小さな目標の積み重ねにより実現される。

**顧客のステージによって異なる選ばれる理由**

新規客：見込客 → 新規客

既存客：リピーター → 上得意客

それぞれのステージのお客様にどう思ってもらう必要があるのか?

同じ対応でいいのか?

創業支援は、創業前の支援だけでなく、その事業が長く継続していけるように創業後も経営戦略を含めて支援をする必要があることを勉強させていただきました。創業者は開業すること自体が目標ではなく、事業を成長させながら長く継続していくことが目標であるということを心に留めて、これから支援をしていきたいと思いました。　（研修部　長屋　匡俊）

# 9月特別研修会
（平成28年9月3日）

## 「平成28年度消費税改正
### ～日本型インボイス制度と高額特定資産の特例制度の創設・国際電子商取引の改正とポイントチェック」

**講師：税理士　熊王 征秀　氏**

今回の特別研修は、消費税についてタイトルのように3点のテーマで行われた。

**1．軽減税率とインボイス制度**

**⑴ 導入時期**

消費税の10％課税が2年半延期されたためインボイス制度の導入も、今月から始まる臨時国会で2年半延期される予定ということで講義が進められた。

平成31年10月に消費税が10%になったあと、4年間は肩慣らしということで「区分記載請求書保存方式」が経過措置として仕入税額控除の要件となる。

そして平成35年10月から「適格請求書保存方式（インボイス制度）」が控除要件となる。

**⑵ 区分記載請求書保存方式**

区分記載請求書保存方式は現行の請求書・領収書とかわらない。記載事項の取引内容に軽減税率対象品目である旨を記載することと取引金額（対価の額）に税率区分ごとの合計請求額を記載することとなる。それに合わせて帳簿の記載事項も取引内容に軽減税率対象品目である旨を記載することになる。

しかし、請求書等に記載誤りや記載漏れがあった場合には一定期間は買手のほうで追記することが認められる。

**⑶ 適格請求書保存方式**

適格請求書保存方式は適格請求書発行事業者登録制度が創設される。したがって適格請求書の記載事項は上記、区分記載請求書にインボイス番号の記載が追加となる。これが日本型ということで外国ではインボイスが金券であるのに対し、日本では請求書等に追加記載事項が増えるだけである。

その他税率、計算方法などについても講義があった。

**2．高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例**

**⑴ 改正内容と適用時期**

本改正は平成28年4月1日以後に取得した高額特定資産について適用される。ただし平成27年12月31日までに締結した契約に基づく取得は除外される。

適用期間中に高額特定資産を取得した場合には、高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以降3年を経過する日の属する課税期間まで本則課税が強制適用される。またその期間において基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合は「高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書」の提出が義務付けられ免税事業者とはならない。

また、高額特定資産とは一取引単位につき税抜の取得金額が1,000万円以上の棚卸資産または1,000万円以上の調整対象固定資産である。

**⑵ 22年度改正との関係**

22年度改正との違いは、取得金額が1,000万円以上となったこと、棚卸資産も対象となったこと、そしてどの課税期間においても取得したら適用されるということである。つまり22年度改正での本則課税の強制適用は、いわゆる「自販機スキーム」の防止のため、①課税事業者を選択した場合の強制適用期間中、②資本金1,000万円以上の新設法人の基準期間がない事業年度中など特定の期間中の調整対象固定資産の取得に限られていた。しかし、これには抜け穴があり今回の改正によりそれがふさがれたということで色々事例を挙げて講義がなされた。ただし、平成22年度の改正もいまだ現行法として効力があるので、こちらが適用される場合があるため注意が必要である。

**3. 国際電子商取引に対する内外判定の見直し**

**⑴ 平成27年度改正の概要**

電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線を介して行われる「電気通信利用役務の提供」について、内外判定を役務提供者の役務の提供に係る事務所等の所在地から役務の提供を受ける者の住所等に変更された。

また国外事業者が国内に向けて行う「電気通信利用役務の提供」を「事業者向けの電気通信利用役務の提供」と「事業者向けの電気通信利用役務以外の電気通信利用役務の提供」に区分し、それぞれ納税義務者が前者については国外事業者、後者は受益者となる。つまり後者がリバースチャージ方式である。

またこれは私たちの関与先にも関係する話で前者の場合、海外からの役務の提供でも仕入税額控除をすることとなる。これについては国外事業者が登録国外事業者名簿に記載があるかどうかで確認する。

以上事例をたくさん挙げていただき、また消費税法のおさらい、過年度改正のおさらいも含めて講義いただきとても内容の濃い研修でした。

（研修部　　鷲田　智砂）

# 熱　烈　歓　迎

瑞穂3班

## 津田　亜希

こんにちは。半田支部から開業を機に昭和支部へ移籍して参りました、YUiNAS津田亜希税理士事務所の津田亜希と申します。キャッチコピーは“UNISEX税理士”です。

屋号のYUiNAS（ユイナス）は経営理念をもとに考えた造語です。

“YUi”には【結、結びつき、唯一無二】、“NAS”には【成す、成し遂げる】、“AS”には【明日、未来、エース、最高】という意味があります。つまり、『人との結びつきを大切にし、唯一無二のサービスを提供し、お客様と共に夢や目標を成し遂げ、未来へ向かって最高の発展を遂げていく事務所』という意味です。

更に、真ん中の“i”には次のようないろいろな意味を含んでいます。instruct【教えてくれる、導いてくれる】、inform【知らせてくれる、情報を提供する】、information【案内所】、inspire【ひらめかせてくれる】、imaginative【想像力豊かな、想像力を働かせた】、individuality【個性、特性】などです。

税理士は様々な業種の方と深くかかわる異業種交流業だと思っています。また、様々な情報が集まる基地のようなものであるとも思います。このような恵まれた環境の中でかかわることのできる全てのご縁に感謝しつつ、伸び伸びと柔軟に学び、考え、遊び、成長していけたらいいなぁと思っています。

続いてキャッチコピーの“UNISEX税理士”ですが…センシティブな意味は全くございません。社会人になってからはほぼ、男性のみの環境で成長してきたため男性的な視点でビジネスをとらえることがでるようになりました。とはいっても女性ですから、女性ならではの優しさやきめ細やかさ、相手に寄り添う気持ちも兼ね備えている…はずです(;^ω^)。このような背景から、男性の考え方も女性の気持ちも理解できる、つまりは状況次第で臨機応変に男性にも女性にもなることができる税理士という意味を込めています。女性として男性社会で育ってきたからこそUNISEX税理士としてジェンダーレスな職環境や社会を創っていけるように活動することができたら幸せです。

税理士としても人間としてもまだまだ未熟ではありますが、その未熟さも武器にして、新参者として新たな風を昭和支部に吹き込みたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

天白3班

## 小倉　裕樹

昭和支部の皆様、はじめまして。この度昭和支部に入会させていただきました、小倉裕樹と申します。

私は、リーマン・ショック後の平成21年に会計士試験合格後、主に民間コンサルティング会社で中小企業の事業再生に携わって参りました。直近では、事業計画の策定や助成金の書類作成補助等いわゆる認定支援機関業務にも関わりました。士業を志したときから独立開業の意志はありましたので、少し早いかなとも思う反面、今の自分がお客様に対して、求められている水準にどこまで応えられるか確かめてみたいこともあり、独立開業に至りました。

見た目と佇まいはあまり活発的な方ではありません。どちらかと言えば、静かでのんびりしているように見られます。ただ、スポーツは見るのも動くのも好きですし、負けず嫌いな性分から内に秘めたる気持ちは強い方だと思っています。現在は2年前の錦織君ブームに便乗し、近所にスクールもあることからテニス漬けの日々を送っています。高校時代は陸上部で短・中距離をしておりましたので、脚には自信があります。他のスポーツも機会があればチャレンジしていきたいです。

肝心の税理士業務については、正直なところまだ手探りの状態です。まずは様々なことにチャレンジし、ひとつひとつの案件を丁寧に対応していきたいと考えております。将来的には、お客様が必要としている知識について、わかりやすく伝えることができる専門家像を目指しています。皆様方には、仕事もプライベートもご指導よろしくお願いいたします。

# 相　談　所　だ　よ　り

税務相談員
**亀澤　英生**

昭和支部の皆さま、こんにちは。平成27年4月より、昭和支部税務相談所の相談員を担当させていただいております、亀澤英生と申します。

昨年は初めての相談員ということで、どのような方が相談にいらっしゃるのか、また、記帳指導や申告まで時間内に終わらせることができるのか等、心配しておりました。また、相談員は、名古屋国税局から受託する個別記帳指導を行うことも知らず、担当人数に驚いた記憶があります。

1年目、初回の相談の際は、初顔合わせでありますので、あまり堅い話はせず、相談者の方の趣味の話などを聞いたり、世間話をしたりして、少しでも相談者の方との距離を縮めようと心がけました。

相談所に来られる方はいろいろな方がいらっしゃいました。会計ソフトに入力されている方、帳簿のことは自分で行うので相談のみに来られる方、年に一度だけお越しになる方など様々でした。長年相談所に通っておられる方は、修正事項がほとんどなく、しっかりと記帳されていました。これは、相談者の意識の高さと、これまで担当された先生方の指導の賜物だと思います。

相談の回数を重ね、申告時期、年に一度だけいらした相談者の方に申告書の作成を依頼されました。手書きの申告書でした。普段はパソコンを使って作成しているため。手書きは時間がかかりました。次の相談の時間が迫ってきて焦りました。なんとか時間内に完成しましたが、「いつもはパソコン任せでやっているなあ」と、勉強不足を感じました。

確定申告を終えて、相談者の方から「ありがとうございました」とおっしゃっていただき、相談員としてのやりがいを感じました。

また、新規記帳指導(税理士による個別記帳指導)については、3名担当となりました。一人は、自力で会計ソフトのようなプログラムを作成できるプログラマーの方でした。一人は、パソコンを使った経験が少ない方で、会計ソフトの入力を行う指導をさせていただきました。もう一人の方は、残念なことに、一度もお会いすることなく、記帳指導を辞退されてしまいました。

今年度は2年目で、昨年と同じ担当ということもあり、少し心にゆとりができてきました。新規記帳指導は、今年も3名の担当です。

これからも精一杯、相談所業務を行いたいと思います。ありがとうございました。

# 同好会だより　ボウリング同好会

ボウリング同好会も発足から6年が経ちました。中区の千早にある「スポルト」にて月例会、プロ指導会、練習会の月3回の活動をしております。

月例会では、平井会長のエクセルを駆使したハンディキャップ計算で、誰でも優勝の可能性があり、毎回大笑いし、そして汗を流しております。そのおかげで、大量のハンディをいただいている私も3回優勝させていただき、立派なトロフィーを事務所に飾っております！

またプロ指導会では、スポルト所属の斎田猛プロに各々が丁寧な指導をしていただいております。不思議なことに、斎田プロに一言アドバイスをいただいただけで、ボールのコントロールとピンの倒れ方が変わるのです。さすが！です。

月例会では、年に1～2回斎田プロをお迎えして

『プロチャレンジ』も行っています。月例会では4ゲームを投げていますが、1ゲームごと斎田プロにレーンを移動していただき、一緒にゲームをしていただきます。そして4ゲームトータルで斎田プロのスコアーと私たちのスコアー（もちろん平井会長計算のハンディ加算後）を競うというものです。前回は、斎田プロの指導のおかげで私たちも随分と上手になり、3名の会員が勝利しました。今回は8月の月例会で行われましたが、前回のリベンジに燃えたプロがプロの意地をみせ、残念ながらプロを超えることはできませんでした。それでも8月度優勝の表野会員は最終ゲームでハンディ込み243ピンと追い上げ、最後まで勝負のわからない楽しいプロチャレンジとなりました。

ボウリングは意外と消費カロリーも多く、1ゲームあたり40～50kcalあるといわれています。また、腕を後方に振ることで二の腕の引き締め効果も期待できるようです。何より室内ですので暑さ寒さ、雨などのお天気に左右されずにゲームができるのも魅力だと思います。さあ日頃の運動不足解消にも、是非一度ボウリングをしてみませんか？興味を持たれた方は、支部事務局、またはボウリング同好会会長の平井睦会員までお問い合わせください。同好会会員一同、お待ちいたしております!!

# 支部日帰り研修旅行　2016年10月1日（土）
## ～秋の「ひるがの高原」パン作り体験とBBQ、郡上八幡の旅～

秋の気配漂う10月1日（土）、毎年恒例の昭和支部日帰り研修旅行が開催されました。

今年は台風の当たり年で天気を心配しましたが、晴れ男の後藤支部長のおかげか、皆さんの心がけがよかったのか、（名古屋は雨だったようですが）好天に恵まれ、63名で初秋のひるがの高原と郡上八幡を訪れることができました。

バス2台に分乗し、1台は居酒屋的に盛り上がりながら、またもう1台はバスガイドさんによるリクリエーションで子供たちと一緒に元気に楽しみながら、ひるがの高原を目指しました。

ひるがのICで高速を降り、郡上高原ホテルに到着。ここではグループごとにパン作り体験を行いました。小麦粉などの材料をまぜ、生地を作ります。天然酵母で膨らんだ発酵した生地を好きな形にして鉄板で焼き上げます。

焼き上がりを待つあいだに、手作りマヨネーズも作りました。材料は卵黄と少しのお酢と油。少しずつ油を混ぜる作業に悪戦苦闘するなか、どこからともなくパンのいい香りが漂います。それぞれ焼きたて熱々のパンに手作りマヨネーズをつけて美味しくいただきました。

ホテルを後にして次にバスで向かったのはひるがの高原「牧歌の里」。ここでは高原を眺めながら黒毛和牛のBBQを堪能しました。天気も回復し、室内BBQレストランは気温も上昇。ビール片手に食も進みます。

おなかいっぱいBBQを楽しんだ後は、広大な園内を各自散策しました。芝生広場の先にはお花畑が広がります。今は秋のお花が真っ盛りでした。また、牧場ではアルパカと触れ合ったり、放し飼いの羊にえさをあげたりと、子供も大人も楽しむことができました。特に間近で見る馬の大きさには驚きました。G1レースにも出走経験のあるサラブレッドは凛々しく堂々としており、つい見とれてしまいました。あっという間に園内散策の時間は終わり集合時間。バスにて最後の目的地、郡上八幡へ移動します。

城下町、郡上八幡の魅力は、清流吉田川と古い町並み。水路を流れる水の音を聞きながら町を散策しました。古い商家の町並みもあれば、おしゃれな小物のお店やかわいいカフェなどもあり、見どころが多くあります。行く先々での食べ歩きも旅の醍醐味ですね。今回は参加者の皆さんにガイドマップの他に「食べ歩きクーポンマップ」をお渡し

しました。これはいくつかのお店で利用できるクーポンがついており、飛騨牛コロッケや白玉ぜんざい、ソフトクリームなど食べ歩きを楽しむことができました。BBQであれだけ食べて飲んでおなかいっぱいの筈でしたが、ついつい食べ歩きしてしまいました。

また、郡上には魅力あるお土産もいっぱいあります。明方ハムや明宝ハム、郡上の地味噌やとちの実せんべいなどなど。私もハムと味噌をしっかり買い込みカバンがずっしり重くなりました。

そして名古屋への帰り道では、これも恒例のビンゴ大会。「ビンゴっ！」と子供たちと一緒に盛り上がりました。

今回の日帰り研修は、支部旅行初参加の先生方とご一緒でき、またお子さんやお孫さんを連れた先生方の、いつもとは違った表情をみることができ、参加して本当に良かったと思いました。

厚生部としては至らない点が多々あったと思いますが、皆様の協力で大きなトラブルもなく、無事名古屋まで帰ってくることができました。ありがとうございました。

今後も楽しい企画になるよう活動していきたいと思いますので、多くの皆様のご参加をよろしくお願いいたします。

（厚生部　　山田　知広）

## ひるがの高原バス旅行

**酒井　孝太**(小学4年生)

10月1日（土）にひるがの高原バス旅行に参加しました。お母さんはPTAの行事で参加できませんでした。

まず始めに郡上高原ホテルでパンとマヨネーズを作りました。パン作りでは、ふくろに3種類の粉が入っていたそうです。ぼくはアンパンマンのパンを作りました。マヨネーズ作りでは、たまごの黄身と油100ccを使い、油を一てきずつゆっくりたらしていきました。とっても大変でした。パンもマヨネーズも初めて作りましたが、作り方を知ることができたし、とても楽しく、おいしくできました。

次に牧歌の里に行って、まずBBQをしました。BBQではお肉・野菜・おむすびを食べました。全部とってもおいしかったです。食べ終わってから牧歌の里で遊びました。ぼくたちは動物ふれあい広場に行って馬に乗りました。名前はジャスミンで29才（人間の年令に直すと90才みたいです）。それから馬にエサをあげました。みんなくいしんぼうだったので、こわかったです。そのあとクラウンのショーを見ました。おもしろかったです。

次は、郡上八幡に行きました。食べ歩きクーポンが3枚もらえて、ぼくはどらやきと食品サンプルのチョコレートと目玉やきをもらいました。お父さんのクーポンが2枚あまったので、妹と1枚ずつもらいました。ぼくは食品サンプルのチョコレートクッキーをもらいました。お父さんにはトルコアイスの食品サンプルを買ってもらい、うれしかったです。

最後にバスの中でビンゴゲームをしました。ぼくは2番目にビンゴとなり、けい品は穴あきボールと変化球ボールでとってもうれしかったです。

バス旅行は全部楽しかったです。来年もまた行きたいです。

## 【9月の月例集会】

平成28年9月9日(金)　13時30分より
名古屋市天白文化小劇場

**(昭和税務署より連絡事項)**

1．租税教室講師養成研修の開催について［総務課］
2．「電子申告・納税システム(e−Tax)の普及・定着について［総務課］
3．ダイレクト納付及び納税証明書オンライン請求の利用推進について［管理運営部門］
事前照会事案に対する文書照会回答手続の利用促進について［個人課税部門］

**(支部より連絡事項)**

研修部：今後の研修会予定について
厚生部：支部日帰り研修旅行について
広報部：租税教室講師の募集について
総務部：今後の予定について

## 【10月の月例集会】

平成28年10月14日(金)　13時30分より
名古屋市天白文化小劇場

**(昭和税務署より連絡事項)**

1．税を考える週間」の広報について［管理運営部門］
2．「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」の発送日について［管理運営部門］
3．年末調整関係用紙の交付開始時期について［管理運営部門］
4．年末調整説明会・青色決算説明会の日程について［管理運営・個人・法人課税部門］
5．相続税　贈与税の延納・物納申請について［管理運営部門］
6．相続税申告書への被相続人の個人番号の記載に係る取扱いの変更について［資産課税部門］

**(支部より連絡事項)**

研修部：今後の研修会予定並びに配布図書について
税対部：確定申告期無料相談の協力依頼について
総務部：今後の予定について

## 支部よりお知らせ

**・11月月例集会及び研修会のご案内**
平成28年11月11日(金)　天白文化小劇場
**月例集会**　13時30分より
**研 修 会**　14時30分より
「判例裁決から見る加算税の実務」
税理士　佐藤　善恵　氏

**・12月月例集会及び研修会のご案内**
平成28年12月9日(金)　天白文化小劇場
**月例集会**　13時30分より
**研 修 会**　14時30分より
「書面添付制度について」
「平成28年分年末調整について」
「平成29年度償却資産(固定資産税)の申告について」
税務署　担当者　　市税事務所　担当者

## 編集後記

今回初めて、支部旅行に参加させていただきました。バス2台で行ったのですが、飲む方々専用のバスだったようで、厚生部の先生が最初に飲み物を配ってくださったのですが、ビールを配り終えると席に座られてしまいました。あれ？このバスはビールしかでないのかしら？と思っていたら、ガイドさんがコップを持って配り始めたので、これはお茶かコーヒーかと思っていたら、赤ワインか白ワインかの選択でした。目的地のひるがの高原についたころには皆様気分良く酔っ払っていらっしゃいました。聞いてはいましたが、最初から衝撃的なバスでした。一日中、皆様飲んでいらっしゃって和やかな雰囲気で楽しく過ごすことが出来ました。また、機会があれば参加したいです。　(上島　純子)